

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年7月29日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和3年8月13日から同年9月2日まで縦覧に供する。

令和3年8月6日

香川県知事 浜田 恵造

土地改良区分名	土地改良事業名	縦覧場所
さぬき市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 名地区	さぬき市建設経済部 農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上新頭地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 奥藪池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 国下池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 横井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 友近地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 船井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 東井出用水	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 東王田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 古枝地区	〃